

議案第10号

松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について

松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例を次のように制定する。

令和5年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、松阪市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例に使用する用語は、次の各号で定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(1) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者をいう。

(2) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関

イ 松阪市議会個人情報保護条例（令和5年松阪市条例第●号。以下「市議会条例」という。）第45条第1項により審査会に諮問をした松阪市議会（以下「市議会」という。）

(3) 公文書 松阪市情報公開条例（平成17年松阪市条例第6号）第2条第2項に規定する公文書をいう。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 市の機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称

- (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
 - (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲
 - (5) 取り扱う個人情報の項目
 - (6) 取り扱う個人情報の取得先
 - (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
 - (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
 - (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体等行政文書の名称
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。
- 4 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する事務については、適用しない。
- (開示請求の手続)
- 第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。
- (開示決定等の期限に関する特例)
- 第5条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び法第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年松阪市条例第●号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。
- (開示請求に係る手数料等)
- 第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。
- 2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、市の機関が規則に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。
- (訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(訂正決定等の期限に関する特例)

第8条 市の機関が訂正決定等をする場合における法第94条第1項及び法第95条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「29日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年松阪市条例第●号）第8条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(利用停止請求の手續)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(利用停止決定等の期限に関する特例)

第10条 市の機関が利用停止決定等をする場合における法第102条第1項及び法第103条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「29日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年松阪市条例第●号）第10条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(審査会への諮問)

第11条 市の機関及び市議会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例及びその他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審査会の設置)

第12条 個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、審査会を置く。

(審査会の所掌事項)

第13条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に関する事項
- (2) 市議会条例第45条第1項の規定による諮問に関する事項
- (3) 第11条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

(審査会の組織)

第14条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第 15 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第 16 条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査審議)

第 17 条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第 18 条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。第 20 条第 2 項において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(委員による調査手続)

第 19 条 審査会は、必要と認めるときは、その指名する委員に、前条第 1 項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は次条第 1 項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見の陳述)

第 20 条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 21 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第 22 条 審査会は、第 18 条第 3 項若しくは第 4 項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第 2 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第 23 条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 24 条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議)

第 25 条 審査会は、第 13 条第 3 号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関及び市議会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第 13 条第 3 号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(運用状況の公表)

第 26 条 市長は、毎年度、市の機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 28 条 第 15 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(松阪市個人情報保護条例の廃止)

第 2 条 松阪市個人情報保護条例（平成 17 年松阪市条例第 7 号）は、廃止する。

(松阪市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第 3 条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の松阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 12 条の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 3 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第 13 条、第 23 条第 1 項又は第 26 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による請求がされた場合における自己を本人とする個人情報の開示（これに係る手数料を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第 32 条の規定により設置された松阪市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第 15 条第 1 項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

4 施行日前に旧審査会にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関

が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 9 号で規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 5 号で規定する公文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、この条例の施行前における法人又は人の業務に関し、前 2 項の違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

8 前 2 項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

9 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第 32 条第 7 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

10 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、この条例の施行後に前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密をもらした者は、1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。

（松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第 4 条 松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 7 号中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。第 11 条において同じ。）」を加える。

第 11 条中「松阪市個人情報保護条例（平成 17 年松阪市条例第 7 号）の規定を遵守し、その保有する個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じる」を「個人情報の保護に関する法律及び関係法令の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施する」に改める。

（松阪市図書館条例の一部改正）

第 5 条 松阪市図書館条例（平成 20 年松阪市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の見出しを「（個人情報の安全管理及び秘密保持の義務）」に改め、同条中「個人情報が適切に保護されるよう配慮」を「個人情報の保護に関する法律

（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて「講ずる安全管理措置を確実に実施」に改める。